

卸売市場法(昭和 46 年法律第 35 号)第 14 条において読み替えて準用する同法第8条第1項の規定により同法第 13 条第1項の認定が令和8年9月 30 日をもってその効力を失ったので、同法第 14 条において読み替えて準用する同法第8条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年 10 月 1 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置 及び取扱品目		開設者の名称及び住 所		認定の効力を失った日
平塚地方卸売市場	平塚市四 之宮一丁 目7番1 号	野菜、果 実及びそ の他加工 品	株式会社 平塚食品 青果市場	平塚市 四之宮 1 丁目 7 番 1 号	令和8年9月 30 日